

Q&A

Q 新制度になると現在の幼稚園や保育所(園)は、どうなるのですか？

A 現在の幼稚園・保育所(園)が、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所(園)が、どのように運営していくかを定めることになっており、引続き幼稚園や保育所(園)として運営される場合もあれば、認定こども園に移行される場合もあります。

また、幼稚園については、現行制度のまま継続する幼稚園と新制度に移行する幼稚園があります。

Q 新制度では、幼稚園や保育所(園)への入園手続きはどうなりますか？
従来の申し込み方法から変更ありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されることなど従来の手続きとは異なる点があります。

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）を希望する場合は、施設に直接申込みをしていただきます。

保育所(園)や認定こども園（保育所部分）を希望する場合は、市、保育所(園)または認定こども園で申込みをしていただきます。

Q 認定証とは、どのようなものですか？

毎年、認定証の交付の手続きが必要なのですか？ 認定証に有効期限はあるのですか？

A 認定証は、対象となる児童の年齢と保護者の状況等及び利用を希望する施設により、1号から3号の3つの区分により発行します。幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を希望する3～5歳児は1号、保育所(園)・認定こども園（保育所部分）を希望する3～5歳児は2号及び0～2歳児は3号となります。

交付手続きは、施設を利用しようとする際に同時に申込みを行い、認定の区分が変わるとき以外は必要ありません。有効期限は、原則3年です。

Q 新制度になると保育料は、どうなるのですか？

A 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市が定めることになり、新制度では市民税額により算定します。（新制度に移行する幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は所得に応じた月額保育料（就園奨励費補助金相当分を既に反映しています。）に変わります。）

現行制度のまま継続する幼稚園については、幼稚園が保育料を定めます（就園奨励費補助金あり）。

また、各施設において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。

お問い合わせ先

【幼稚園に関すること】

枚方市教育委員会 学校教育部 学務課

TEL 050-7105-8043（直通）

FAX 072-851-2187

【保育所(園)・認定こども園に関すること】

枚方市役所 子ども青少年部 子育て支援室

TEL 072-841-1221（代表）

FAX 072-841-4319



子ども・子育て支援新制度が スタートします！

平成24年8月、子ども子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートします。

主なポイント

- 1 待機児童の解消
- 2 認定こども園の普及
- 3 地域の子育て支援の充実

利用できる施設

幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。

利用できる保護者 制限なし。

保育所(園)

0～5さい



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって
保育(養護と教育)する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園

0～5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所(園)の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- 保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。

※認定こども園には幼保連携型や幼稚園型、保育所型などの類型があります。

幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所の基準を満たした施設

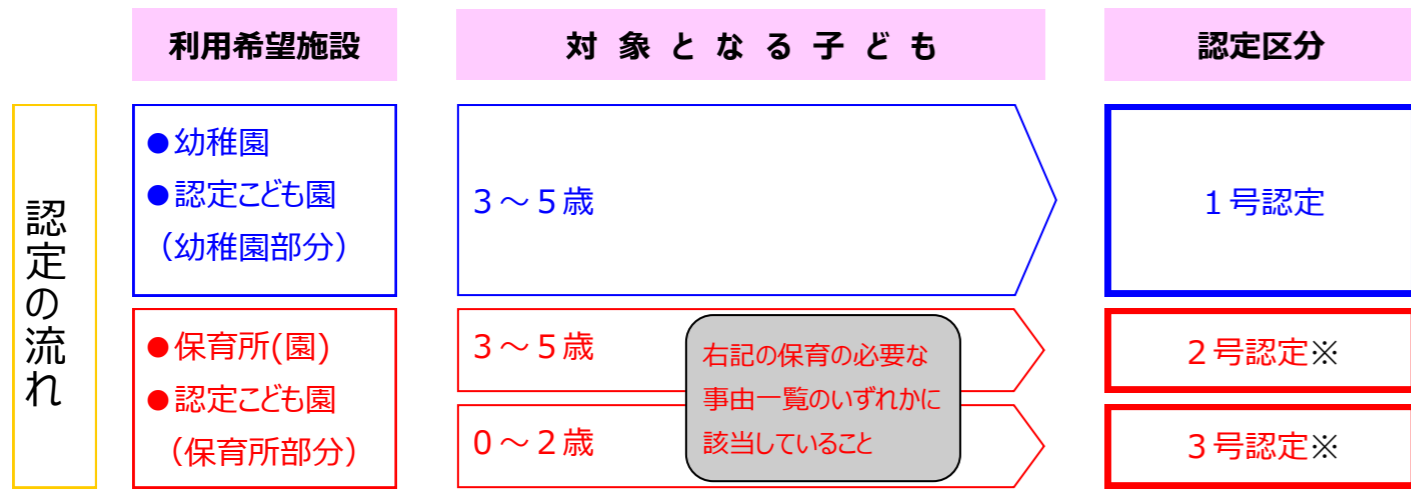
幼稚園型：認可幼稚園が保育所的な機能を備えた施設

保育所型：認可保育所が幼稚園的な機能を備えた施設

利用手続きの流れ（イメージ）

新制度では、施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

認定区分に応じて、施設（幼稚園、保育所(園)、認定こども園など）の利用先が決まります。



※ 2・3号認定については、保護者の就労時間等により、「保育標準時間（フルタイム就労を想定した利用時間で最長11時間）利用」又は「保育短時間（パートタイム就労を想定した利用時間で最長8時間）利用」に区分されます。

保育所(園)・認定こども園での保育を希望する場合の必要な事由一覧

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など※）
※1月あたり64時間以上の就労を常態としている場合
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

